

青森県報

第二千九百四十一号

平成二十年
六月四日
(水曜日)

目次

規 則

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………(労政・能力課) ……一

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる

図書類の指定……………(男女少年共同・参画課) ……二

公共測量の実施……………(監理課) ……二

右 同……………(同) ……二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……二

建設業者の許可の取消し……………(中南地域) ……三

公 安 委 員 会

運転免許取得者教育を行う者の認定の取消し……………(運転免許課) ……四

収 用 委 員 会

公示送達……………(監理課) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……五

正 誤

平成二十年五月十六日定例公告中……………(警察本部) ……六

規 則

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年十月青森県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、「(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。)」を削り、同項第十号中「五年」を「十年」に改める。

第六条の二第二項中「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第二号中「、通校等のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通校等をするものとした場合において、その者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅(停留所等を含む。)(までの距離が二キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が一日十往復以下であるものうち)」を削り、「八千十円」を「八千十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百七十二号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定 番号 | 種別 | 名 称 | 発行者（製 作者）名 | 該当条項 |
|----------|----|------------------------|---------------|--------------------------------------|
| 二九四二 | 書籍 | レディースコミック「微熱」 六月号 | セブン新社 | 青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当 |
| 二九四三 | | 月刊裏モノジャパン 六月号 | 鉄人社 | 第十二条第一 項第一号該当 |
| 二九四四 | | エンタテインメントタッシュ VOL.5 | 晋遊舎 | 第十二条第一 項第一号該当 |
| 二九四五 | | BOYSJLAS 五月号増刊 | マガジン・マ ガジン | |

青森県告示第四百七十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測
量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第
三項の規定により公示する。

平成二十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

上北郡六ヶ所村大字平沼地区

青森県告示第四百七十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測
量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第
三項の規定により公示する。

平成二十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
東北防衛局
- 二 測量の種類
公共測量（国有財産台帳図面作成）
- 三 測量の期間
平成二十年六月三日から同年八月十八日まで
- 四 測量の地域
つがる市豊富町屏風山地域

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による
大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法
第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 一 測量計画機関
東北防衛局
- 二 測量の種類
公共測量（移転措置事業）
- 三 測量の期間
平成二十年五月八日から同年七月三十一日まで
- 四 測量の地域

三沢ショッピングセンター
三沢市松園町三丁目一〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 国際興業株式会社

東京都中央区八重洲二丁目一〇の三

代表取締役社長 小佐野隆正

代表取締役副社長 河井一彦

2 協同組合三沢ショッピングセンター

三沢市松園町三丁目一〇の一

代表理事 苔米地強

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社十字屋

三沢市中央町二丁目三の二四

代表取締役 昆 信嗣 外十七者

四 変更しようとする事項

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|-----------------------|-------------------------------|--------------------|---------------|
| 大規模小売店舗の開設の施行方法に関する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 大規模小売店舗の開設時刻 | 平成 二〇・五・三〇 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前九時三十分から午後八時三十分まで | 午前八時三十分から午後九時三十分まで | |

五 届出年月日

平成二十年五月九日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所

2 期間

平成二十年六月四日から同年十月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年十月四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社田村商事運輸

二 代表者の氏名 田村 幸靖

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字葛原字大柳三の四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一七一〇三号

五 取消年月日 平成二十年五月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年五月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第六十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十二条の三十一の二第五項の規定により、運転免許取得者教育を行う株式会社五所川原中央自動車学校の認定を取消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十年六月四日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

- 一 取消した運転免許取得者教育の課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則第一条第一号第四号に掲げる課程
- 二 取消した年月日
平成二十年五月三十一日

収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十年六月四日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成二十年五月九日付け裁決書
- 二 送達を受けるべき者
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所
一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他
一の裁決書は、平成二十年六月二十五日をもって送達があったものとみなされます。

別表

| 氏 名 | 住 所 | 備 考 |
|---------|---|-----|
| 山 藤 西 松 | 住所不明 ただし、戸籍の本籍地 青森県十和田市大字大沢田字牛牛鍵105番地 | |

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十年六月四日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成二十年五月九日付け裁決書
- 二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているもので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成二十年六月二十五日をもって送達があったものとみなされま

別表

| 氏 名 | 住 所 | 備 考 |
|-------|---|-----|
| 阿部 忠夫 | 住所不明 ただし、職権消滅) 青森県上北郡七戸町字策田川久保2番地 | |

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第一百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十年六月四日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 送達すべき裁決書の名称

平成二十年五月九日付け裁決書

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成二十年六月二十五日をもって送達があったものとみなされま

別表

| 氏 名 | 住 所 | 備 考 |
|------------------------|--|-----|
| 不明 ただし、権籍武雄 の相続人 | 住所不明 戸籍の本籍地 青森県上北郡上北町大字新館字赤平21番地 | |
| 大下内 清見 | 住所不明 住民票の住所 神奈川県横浜市旭区上川井町178番地八イ シコヌモエ202号 | |
| 仁和 義定 | 住所不明 住民票除票の住所（平成11年3月 30日職権消滅） 青森県十和田市大字大沢田字芋久保62番地 | |

正 誤

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------|------|---------------------|-------------|--------|--------|--------|------------------|--------|---------------|-----|
| 平成20年 第2941号 | | | | | | | | | | 発行年月日 発行番号 | |
| 公 告 | | | | | | | | | | 目次 | 区分 |
| 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 一 | ページ |
| 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 上 | 上 | 上 | 段 |
| 二三 | 三二 | 二〇 | 一九 | 一八 | 一七 | 一五 | 二 | ら 後 ろ か | 十 | 十 | 行 |
| 契約の相手方 | 契約の相手方 | 契約金額 | 青森市長島二丁目三の一 | 富士通株式会社青森支店 | 契約の相手方 | 契約の相手方 | 契約の相手方 | 契約の相手方 | 契約の相手方 | 誤 | |
| 落札者 | 落札者 | 落札金額 | 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目の一 | 富士通株式会社 | 落札者 | 落札者 | 落札者 | 落札者 | 落札者 | 正 | |

警察本部会計課

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭